

○財務省告示第百四十五号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年三月二十七日に買入消却した國債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 与謝野馨

(別表)

									年動債利 ・券付 十(国 五)変庫	称國 債の名
第三十四回	第二十六回	第二十四回	第二十二回	第十二回				第十回	第九回	記号
五十億円	二十五億円	三十億円	三十億円	二十億円	五十億円	百十五億円	百五十億円	十億円	総額 額面金額の	
九十二円四十九錢	九十六円十錢	九十八円三錢	九十七円九十四錢	九十八円十四錢	九十六円四十錢	九十七円十錢	九十七円七錢	九十七円三錢	た額 り面金額の 買入価格 百円当	

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	第四十七回	〃	第三十八回	〃	〃	〃	〃	第三十七回
一一 億千 円四 百三十	三百 億円	二十 億円	十 億 円	五 億 円	円二 百二十七 億	五十 億 円	百六 十九 億 円	二十 億 円
	九 十六 円九 十五 錢	九 十六 円三 十五 錢	九 十六 円三 十 錢	九 十四 円九 十 錢	九 十四 円八 十八 錢	九 十四 円八 十六 錢	九 十四 円七 十八 錢	九 十四 円七十 錢